

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
当分の翌日
に代り)

◇ 告 示 鳥取県鶏経済能力依頼検定期程

健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
結核予防法による指定医療機関の辞退
健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録
道路の位置の指定

道路の指定の廃止

◇ 公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

◇ 正 誤 昭和四十年七月十六日付け鳥取県告示第三百七十号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百七十六号

鳥取県鶏経済能力依頼検定期程を次のように定める。

昭和四十年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県鶏経済能力依頼検定期程

(この規程の趣旨)

第一条 知事が依頼を受けて行なう鶏の経済能力検定（以下「検定」とい

う。）については、この規程の定めるところによる。

(検定)

第二条 検定は、鳥取県中小家畜試験場（以下「試験場」という。）にお

いて行なうものとする。

第三条 検定は、養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一

項の規定による登録を受けたふ化業者が販売する卵用鶏ひなであつて、

交配様式の明らかなものについて行なう。

第四条 検定は、試験場の長が定めた事項について行なうものとする。

(検定の開始時期)

第五条 検定は、毎年四月一日に開始するものとする。ただし、知事が特

別な事情があると認めた場合は、四月二日から同月七日までの間に開始

することができる。

(検定の期間)

第六条 検定の期間は、餌付けした日から五百日間とする。ただし、知事

が必要と認めた場合は、これを延長することができる。

(検定の開始羽数)

第七条 検定は、その対象とするひな一品種につき、初生ひなめす五十羽

をもつて開始するものとする。ただし、餌付け後六日までは予備ひなを

五羽置くことができる。

2 前項のひなは、県の職員が五百五十羽以上の同一等級のひな（種卵の

ふ化を試験場において行なう場合に於ては、二千二百個以上の同一等

級の種卵のうちから無作為に抜き取つた二百二十個の種卵からふ化され

たひな）のうちから無作為に抜き取るものとする。

(検定の依頼)

第八条 検定を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、検定を受けようとする鶏の品種ごとに、別記様式による依頼書を二月十五日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の依頼書を受理したときは、検定を行なうかどうかを決定し、その結果を依頼者に通知するものとする。

(検定の中止)

第九条 知事は、検定を受けている鶏が疾病にかかった等の理由により検定の続行を不相当と認めるときは、検定を中止することができる。

(検定の成績の公表)

第十条 知事は、検定の成績を公表するものとする。

(ひな又は種卵の譲受け等)

第十一条 検定のため抜き取ったひな又は種卵は、県が無償で譲り受けるものとし、その搬入に要する費用は依頼者の負担とする。

(雑則)

第十二条 この規程に定めるもののほか、検定に関し必要な事項は、試験場の長が別に定める。

附則

この規程は、昭和四十年七月二十日から施行する。

別記様式

鶏 経 済 能 力 検 定 依 頼 書

年 月 日

鳥取県知事

殿

住所

氏名

②

鶏の経済能力検定を受けたいので鳥取県鶏経済能力依頼検定期程により依頼します。

1 ふ化業者の登録番号及び登録年月日

2 品種

3 等級銘柄

4 交配様式

5 検定を依頼する鶏と同級銘柄の鶏を生産する種鶏の羽数

6 前年にふ化した卵用鶏めすひなの総羽数

7 前年にふ化した検定を依頼する鶏と同級銘柄のめすひなの総羽数

8 検定を依頼するひなの販売価格

鳥取県告示第三百七十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

名称	所在地	診療科
大石小児科	倉吉市西仲町	小児科
森下医院	八頭郡河原町河原	内科、小児科
松田	日野郡日野町根雨	内科、外科、小児科、放射線科
岩間薬局	倉吉市瀬崎町	
山口齒科医院	米子市立町四丁目	歯科

鳥取県告示第三百七十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和三十九年十一月五日 近藤 医院 鳥取市下味野三三六番地

鳥取県告示第三百七十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

開設者氏名	指定期月日	採用点数表
大石 恒善	昭和四十年六月三十日	乙表点数表
森下 卓郎	七月一日	"
松田 泰彦	"	"
岩間 豊	"	"
山口富二雄	十日	歯科点数表

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

氏名 住居 所登録の記号番号 登録年月日

岩間 久典 倉吉市瀬崎町二七七一 鳥薬 一五九 昭和四十年七月八日

佐野 正治 気高郡気高町宝木 鳥医 一一三五 " 九日

鳥取県告示第三百八十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年七月十二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

申請人の住所氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市湖山町一四五番地	鳥取市湖山町字大石橋	幅員 四メートル
木下 治人	七九一番の一部	延長 一五四・四五メートル
"	七九二番の一部	
"	七九二番五	
"	七九二番六	

七九三番の一部
七九六番の一部
七九六番、七九三番、七九三番、七九一番地先水路の一部を含む。

鳥取県告示第三百八十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年七月十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

申請人の住所及び氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長
鳥取市大杖一八七番地 鳥取市卯垣字大崩 幅員 四メートル
九〇番三の一部 延長 一・二八・三メートル
八田 善作 " 九〇番七の一部

鳥取県告示第三百八十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき指定した道路の一部を次のとおり昭和四十年七月十五日廃止したので、建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十三条の規定により告示する。

昭和四十年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

申請人の住所及び氏名 道路の指定の廃止場所 廃止した道路の幅員及び延長
鳥取市大杖一八七 鳥取市卯垣字大崩 九〇番二の一部 幅員 四メートル
八田 善作 " " 九〇番四の一部
九〇番五の一部
九〇番六の一部 延長 七二・二メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年七月二十日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年七月二十九日 午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市東吉成市営住宅は三九 自動車等運転者 木村長三郎
- 2 鳥取市富安一七六 自動車等運転者 森田 源喜
- 3 鳥取市吉方二丁目四三三 自動車等運転者 小谷富美雄
- 4 鳥取市中町二三 みどり文化住宅内 自動車等運転者 福山 敬公
- 5 鳥取市吉方一丁目四四五 自動車等運転者 新貝 正宏
- 6 鳥取市湖山町一三六〇 自動車等運転者 木下 政雄
- 7 八頭郡用瀬町大字赤波五九九 自動車等運転者 西村 晃
- 8 八頭郡佐治村津野三六五 自動車等運転者 小谷 通克

9	八頭郡用瀬町安藏三二二の一	自動車等運転者	谷村 正義
10	八頭郡八東町大字日田七七一	自動車等運転者	山本 和男
11	八頭郡河原町大字河原一〇三三の一	自動車等運転者	安田 健治
12	気高郡鹿野町鹿野一四一三	自動車等運転者	田中 勇
13	気高郡気高町大字土居一二九	自動車等運転者	村上 太郎
14	倉吉市上古川三の一	自動車等運転者	熊谷 永久

正

誤

昭和四十年七月十六日付け鳥取県告示第三百七十号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
 一 下 終りから四及び三 浜 濱